

## 公共事業再評価調書

所管課： 森林緑地課

<b>1 事業概要</b>	事業名： 県営林道開設事業(楚洲仲尾線)			
	事業種別： 林道開設事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間： H18～H26	
	事業箇所： 国頭村	根拠法令： 森林法	事業期間： H18～	
	総事業費(百万円)： 248	費用内訳： 国 8/10 県 2/10	事業量： L=1,465m W=4m	
(整備目的)	林道は、木材の収穫、造林・保育間伐等の森林施業の効率的な実施、森林の持つ水源かん養や保健文化機能等の公益的機能の維持増進、山村地域の雇用の場の確保、定住化を図るための重要な施設である。 本林道については、森林の多面的機能の発揮のため、天然林では収穫伐採及び改良事業、人工林では除間伐や複層林整備等を目的として整備する。			
<b>2 再評価 該当項目</b>	<input type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ その他(社会経済情勢の変化)			
<b>3 再評価に至った 主な要因</b>	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(社会経済情勢の変化)			
(具体的理由)	やんばる地域は、林業が古くから営まれ、本県における木材の主要な産地である一方、希少な野生動植物が生息・生育しており、林道建設について、県民等からの様々な意見があることから、林業と自然環境の保全との調和を早急に図る必要がある。 このような事業を巡る社会経済情勢の変化により、本事業の再評価を実施し、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る必要が生じていると判断した。			
<b>4 事業の 進捗状況</b> (H23.2時点)	項目	事業費(百万円)	整備(m)	用地取得(千㎡)
	計画	248	1,465	-
	実施済	38	142	-
	率	15%	10%	-
<b>5 事業効果の 評価指標</b>	① 木材生産等      2,126 ② 森林整備経費縮減等      165,373 ③ 森林の総合利用      54,234		① 事業費(全事業費の合計)      212,826 ② 維持管理費      3,614	
(検討年:40年) (基準年:H22) (単位:千円)	B 総便益(基準年換算)      221,733		C 総費用(基準年換算)      216,440 ※消費税込	
	費用便益比 (B/C) = 221,733 / 216,440 = 1.02			
<b>6 事業を巡る 状況の変化</b>	① 社会・経済： 本路線は、平成18年度に工事を開始したが、事業区域内でノグチゲラの営巣が確認されたことから工事を中断し、平成19年度に、希少な野生動植物等の保全を図るための環境調査を実施した。その結果を基に、学識経験者からなる委員会を開催し、環境保全対策の検討を進める一方、並行して県民等の意見を聴取したところ、林道建設に対し、「環境保全対策への十分な対応が必要である」等の様々な意見があった。 また、平成19年8月15日には、国頭村における林道開設事業に関する住民訴訟が那覇地方裁判所に提起されている。			
	② 地元・自治体： 平成21年3月に、やんばる地域3村等から、林道建設を含む森林・林業活性化に関する要請があった。			
	③ 利害関係者： 特に問題なし			
<b>7 事業の必要 性・効率性</b>	① 事業の必要性・緊急性・有効性など 国頭村の林業は、就労の場として、雇用の確保や定住化を図るうえで、地域の主要な産業となっており、地域の振興・活性化に重要な役割を果たしている。 また、製造・加工技術の向上等により、県産材の幅広い利用が進められており、県産材の安定的な供給を図る必要があることから、平成19年に国頭村が木材拠点産地に認定された。 本林道については、収穫、森林施業の効率化及び森林の適正な管理等を行うために必要である。			
	② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 本林道を整備し、収穫、造林、森林の適正な管理を行うことにより、木材の供給や森林の持つ公益的機能の維持増進が図られる。 また、森林とのふれあい等のレクリエーション利用も図られる。			
	③ 事業効果の発現状況 工事については、142mの整備を行っているが、現在工事を中断している。			
<b>8 今後の対応</b>	① 事業計画等： やんばる地域における林業と自然環境の保全との調和を図る必要があることから、森林の持つ多面的機能を評価し、重視すべき機能に応じた利用区分(ゾーニング)や施業方法等を見直し、その結果を踏まえ、環境保全対策等を検討する間、工事を休止する。			
	② 対住民関係： 地域住民及び関係者等との調整を進める。			
	③ 執行体制： 現体制で執行可能である。			
<b>9 対応方針</b>	<input type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 工事の休止			